

令和 7 年度福島町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「法」という。)第 9 条の規定に基づき、福島町(以下「町」という。)における、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用の範囲

本方針は、福島町の全ての組織に適用するものとする。

4 調達の対象となる施設

本方針において調達の対象となる障がい者就労施設等は、次に掲げる施設等であって、その所在地又は住所地が北海道内にあり、かつ、物品等の調達が可能な施設とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年度法律第 123 号)に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所 (A 型・B 型)

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設 (就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行うものに限る。)

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(平成 25 年政令第 22 号。以下「政令」という。)第 1 条第 1 号に規定する事業所(特例子会社)

イ 政令第 1 条第 2 号に規定する事業所(重度障がい者多数雇用事業所)

(3) 在宅就業障がい者等

ア 在宅就業障がい者(自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者)

イ 在宅就業支援団体(在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体)

5 調達する物品等

町が契約によって調達する物品および役務(以下「物品等」という。)のうち、障がい者就労施設等が受注することが可能なものとする。

6 物品等の調達目標

町の予算の適正な使用、契約における公正性及び競争性に留意しつつ、調達実績5カ年分の平均を目標とし、それを上回るよう努める。

○調達実績

単位：千円

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
物 品	事務用品書籍	0	0	0	0	0
	食料品・飲料	0	0	0	0	0
	小物雑貨	0	756	270	0	148
	その他の物品	0	0	0	0	0
役 務	印刷	0	0	0	0	0
	クリーニング	0	0	0	0	0
	清掃・施設管理	0	0	0	0	0
	情報処理テープ起こし	0	0	0	0	0
	その他の役務	0	0	0	0	0
合 計		0	756	270	0	148

7 調達の推進方法

障がい者就労施設等から提供可能な物品等について情報を収集し、各部署に情報提供を行う。各部署はその情報を基に可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。

8 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を策定したときは、町のホームページ等により公表する。

(2) 調達実績は、年度終了後に概要を取りまとめ、町のホームページ等により公表する。

9 担当窓口

本方針に関する担当窓口は、福祉課とする。